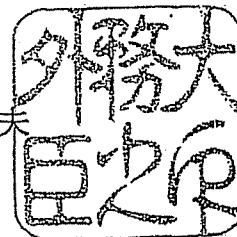


甲第
36号証の情報公開第03550号
平成13年07月19日

様

外務大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫

行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00737

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書<説明事項>をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課情報公開室
電 話：03-3581-9320
FAX：03-3581-4443

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。



1	行政文書の名称等： 再開第6次日韓全面会談第1回本会議
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号 5条6号
	決定理由： 公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。事務の円滑な遂行のために公開しないこととされている情報であって、公にすることにより、事務補遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 14枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・ 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・ 2001年07月30日～2001年08月28日（土日祝日及び年末年始を除く。）
の10時から17時30分まで（昼休み：12時30分～13時30分を除く。）
- ・ 外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
- ・ その他特記事項：

【開示実施手数料の算定】

- ・ 開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を算定し、その額が300円までは無料（例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。）、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。詳細は、添付の＜説明事項＞2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・ 開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

【郵送料の納付】

- ・ 郵送を希望する行政文書のすべてを送付するために必要な郵送料を＜説明事項＞1. を参考に算出し、相当額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」を同時に納付下さい。

【参考】

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料合計
閲覧： 100 円 写しの交付： 280 円
- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料（見込額）
郵送料（見込額） 160 円



情報公開第01742号
平成15年10月31日

甲第
36号証の2

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第2回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00737

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書「説明事項」をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

2	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第1回本会議 議事録 (付: 両国代表団名簿、両国代表挨拶、新聞発表文和・英)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 2枚	
開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
3	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第2回本会議 議事録 (付: 新聞発表文和・英、両国委員名簿)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 2枚	
開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
4	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第3回本会議 議事録 (付: 各委員会報告、両国代表挨拶、新聞発表文和・英、第1、2回会議英文概要録)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 4枚	
開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

5	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第4回本会議 議事次第 (付: 両国代表挨拶、両国代表申合わせ事項和・英)
決定区分: 不開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量:	
開示実施方法:	
開示実施手数料 (単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・ 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・ 2003年11月20日～2003年12月22日(土日祝日及び年末年始を除く。)
10時から17時30分まで(12時30分～13時30分を除く。)

外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階
 ・ その他特記事項:

【開示実施手数料の算定】

- ・ 開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を算定して下さい。その額から300円分が控除されます。(算定額が300円までは無料(例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。)、300円を超える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。なお、開示実施手数料が控除される金額は、開示請求1件につき300円です。)詳細は、添付の<説明事項>2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・ 開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

【郵送料の納付】

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合には、<説明事項>1. を参考に郵送料を算出し、相当額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」と同時に納付下さい。

【参考】

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料合計

閲覧: 0 円 写しの交付: 160 円

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料(見込額)
郵送料(見込額) 120 円

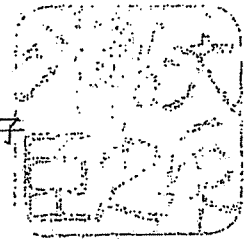


情報公開第01743号
平成15年10月31日

甲第
36
号証
の
3

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第3回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00737

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書<説明事項>をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

6	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権小委員会第1回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
7	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権小委員会第2回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
8	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権小委員会第3回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

9	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第4回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
10	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第5回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
11	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第6回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

12	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権小委員会第7回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
13	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権小委員会第8回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
14	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権小委員会第9回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

15	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第10回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
16	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第11回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
17	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権・臨時小委員会第1回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

18	行政文書の名称等：第6次日韓会談一般請求権・臨時小委員会第2回会合議事要旨
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ） ・写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ）	
19	行政文書の名称等：第6次日韓会談一般請求権・臨時小委員会第3回会合議事要旨
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ） ・写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ）	
20	行政文書の名称等：第6次日韓会談一般請求権・臨時小委員会第4回会合議事要旨
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ） ・写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ）	

21	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権・徴用者関係等専門委員会第1回会合議事要旨 決定区分： 不開示 決定に係る該当条項： 5条3号 決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。 開示可能な媒体の種別及び数量： 開示実施方法： 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ）	
22	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権・徴用者関係等専門委員会第2回会合議事要旨 決定区分： 不開示 決定に係る該当条項： 5条3号 決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。 開示可能な媒体の種別及び数量： 開示実施方法： 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ）	
23	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権・徴用者関係等専門委員会第3回会合議事要旨 決定区分： 不開示 決定に係る該当条項： 5条3号 決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。 開示可能な媒体の種別及び数量： 開示実施方法： 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分： ）	

24	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権・徴用者関係等専門委員会第4回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
25	行政文書の名称等： 第6次日韓会談主査非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
26	行政文書の名称等： 第6次日韓会談主査非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

27	行政文書の名称等： 第6次日韓会談主査非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
28	行政文書の名称等： 第6次日韓会談主査非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
32	行政文書の名称等： 第6次日韓会談一般請求権非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	



情報公開第01744号
平成15年10月31日

甲第
36
号証
の
4

様

外務大臣 川口 順子

行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

なお、当該開示請求については、今回が最後の開示決定等になります。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00737

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書<説明事項>をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

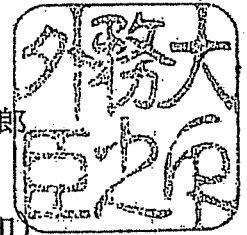
※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

29	行政文書の名称等：再開第6次日韓会談本会議第1回議事録
	決定区分：部分開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：文書または図面 1枚
	開示実施方法：・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料（単価）：・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
30	行政文書の名称等：再開第6次日韓会談基本関係委員会第1回議事録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）：・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
31	行政文書の名称等：再開第6次日韓会談基本関係委員会第2回議事録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）：・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	

情報公開第02594号
平成 18年09月22日

様

外務大臣 麻生 太郎



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00737

3. 開示請求受付日 平成13年04月03日

※ この決定に取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所。

〔備考〕

この決定は、平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求により開示を求められた行政文書について、平成15年12月31日付けの異議申立てを受け、平成15年10月31日付け情報公開第01742号、第01743号及び第01744号にて通知した決定の内容を一部変更し、改めて決定したものです。

2	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第1回本会議 議事録 (付: 両国代表団名簿、両国代表挨拶、新聞発表文和・英)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

3	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第2回本会議 議事録 (付: 新聞発表文和・英、両国委員名簿)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

4	行政文書の名称等: 第6次日韓会談第3回本会議 議事録 (付: 各委員会報告、両国代表挨拶、新聞発表文和・英、第1、2回会議英文概要録)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 6枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 120円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

6	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第1回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

7	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第2回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

8	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第3回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

9	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第4回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

10	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第5回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

11	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第6回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

12	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第7回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

13	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第8回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

14	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第9回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

15	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第10回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

16	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権小委員会第11回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

17	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権・臨時小委員会第1回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

19	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権・臨時小委員会第3回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

21	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権・徴用者関係等専門委員会第1回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

23	行政文書の名称等: 第6次日韓会談一般請求権・徴用者関係等専門委員会第3回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

30	行政文書の名称等: 再開第6次日韓会談基本関係委員会第1回議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

31	行政文書の名称等: 再開第6次日韓会談基本関係委員会第2回議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)